

令和 4 年度第 3 回

札幌市男女共同参画審議会

議 事 録

札幌市男女共同参画審議会

令和4年度第3回札幌市男女共同参画審議会

- 1 日 時 2022年9月1日（木）午前10時00分から午前11時37分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室
- 3 出 席 者 会 長：梶井祥子
副会長：藤村侯仁
委 員：齋藤寛子、瀧澤佳実、多田絵理子、平井照枝、
前鼻 守、光崎 聡、武藤 修
(50音順・敬称略)
事務局：男女共同参画室長、男女共同参画課長ほか
- 4 議 題
次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定について
(1) 答申案について

1. 開 会

○梶井会長 梶井でございます。

今日は皆様と対面で開催することができまして、大変うれしく思っております。

これまではオンラインでしたけれども、答申も最終段階に入ったということで、じかに真剣なご議論をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席状況と配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（川瀬調査担当係長） それでは、本日の会議の出席状況をご報告いたします。

札幌市男女共同参画審議会規則によりまして、会議は委員の過半数の出席が必要とされております。本日は今のところ、委員10名中8名がご出席されておまして、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、齋藤委員につきましては、10分少々遅れていらっしゃるのご連絡をいただいております。また、藤村副会長におかれましてはオンラインによる参加となっておりますので、お知らせいたします。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

会議次第の後に、資料1の「次期『男女共同参画さっぽろプラン』の策定に向けた進捗状況について」、資料2の「審議会でのご意見一覧」、資料3-1の「次期プラン施策体系案」、資料3-2の「次期プラン施策体系案」の見え消しがないもの、最後に資料4の「答申案」となっております。足りない資料はございませんでしょうか。

出席状況の報告、配付資料の確認は以上でございます。

2. 議 事

○梶井会長 それでは、本日の審議会では皆様にご議論いただく内容について、引き続き事務局からご説明していただきたいと思います。をお願いいたします。

○事務局（後藤男女共同参画課長） おはようございます。男女共同参画課長の後藤でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1についてご説明をさせていただきます。

資料1は、本日の審議会の位置付けとご審議をいただく事項についてお示ししたものになります。

本日の審議会は、「1 審議スケジュール」の赤枠部分のところで、今年度3回目の審議会、答申前最後の審議会でございます。

なお、審議会からの答申書を市長にお渡しいただく日として、この後、9月22日木曜日を予定しておりますので、ご報告をさせていただきます。

本日は、最終の次期プラン施策体系案をご確認いただいた後、答申案全体についての概要をご説明させていただき、ご意見をいただきたく存じます。

具体的な審議事項といたしましては、資料1の裏面にございます（4）の薄いオレンジ色で塗りつぶした部分です。

第3章につきまして、前回審議会のときにもご覧いただいておりますが、目的、位置付け、背景などを記載した第1章、それから、プランの概要を説明する第2章、プランの推進について説明する第4章を書面照会のときに追加をさせていただきましたので、改めて第1章から第4章をご覧いただき、記載内容や表現についてご確認いただけますと幸いです。

○梶井会長 いよいよ皆様のお手元に答申案の全貌が届けられました。今ご説明があったように、今までは章ごとにやってまいりましたけれども、本日は、第1章から第4章までをまとめた形での答申案を最終的に議論、検討していくことになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今の説明に関してのご質問等はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 それでは、進めてまいります。

○事務局（後藤男女共同参画課長）

それではまず、資料2の前回7月に開催した審議会、それから、書面で開催した審議会の後、8月にいただきましたご意見を一覧にしたものについてです。

7月の審議会でもいただいたご意見につきましては、一部、書面照会の際の答申案にも反映をさせていただいております。また、ご意見のうち、網掛けがされているものは書面照会でいただいたご意見です。お時間が限られておりますので、全てをこの場で読み上げることはいたしません。今回、答申案に反映させていただいたものにつきましては、後ほど資料4をご説明させていただく際に対応状況について併せてご説明をさせていただきますと存じます。

続きまして、資料3-1と資料3-2の次期プランの施策体系案についてご説明いたします。

こちらは前回の審議会で確定した最終案ですが、書面照会の際、一部、字句修正を行いました。資料3-1が修正部分を赤字で見え消しとしたもの、資料3-2は見え消しを取った修正後のものです。ここでは資料3-1を使ってご説明させていただきます。

基本目標Ⅱの基本的方向4の施策の柱2についてです。

前回の審議会では、「男女共同参画の理念が息づく防災体制づくり」としておりました。これについて、理念が息づくでは市民の方にとって分かりにくいのではないかというご意見をいただきまして、梶井会長ともご相談の上、「男女共同参画の視点に立った防災体制づくり」とさせていただいております。

○梶井会長 まず、資料2ですけれども、皆様から、オンライン、書面照会ということで様々にご意見をいただきました。それを一覧にし、どのように答申に反映させたかが示されております。

資料2に関して何かご質問やご意見はありませんか。

○平井委員 私からは書面で要望をさせていただきました。本当にぎりぎりで大変申し訳なかったのですが、真摯に対応していただき、意見を取り入れていただいたことは大変ありがたく思っております。皆様、大変な中、ありがとうございました。

○梶井会長 反映されていることをご確認していただけたかと思います。何よりも、皆様からご意見をいただき、よりよいものになってきたことが大変重要です。本当にありがとうございます。

資料３－１も若干文言の修正をさせていただいておりますけれども、それも含めて最終確認をしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 それでは、いよいよ資料４の答申案について審議を始めたいと思います。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（後藤男女共同参画課長） それでは、資料４「次期プランの答申案」のうち、まずは前半部分の第１章と第２章についてご説明をさせていただきます。

１枚おめくりいただきますと、答申案の答申書の前文に「はじめに」というページございます。審議会を代表して梶井会長にご執筆を依頼させていただき、完成する答申書に掲載する予定です。

次に、目次をご覧ください。

改めてのご説明となりますが、全体で４章の構成となっております。第１章は「男女共同参画さっぽろプランについて」とし、プランの考え方や位置付け、男女共同参画を取り巻く状況について、各種統計データを踏まえて説明しております。章の後半では現行のプランの振り返りを行います。第２章は、プランの概要ということで、基本的な姿勢と全体の構成、そして、計画体系図を掲載しております。続きまして、第３章では、計画各論ということで、基本的方向ごとに現状と課題を分析し、取組内容を記載しております。前回の審議会の後、庁内の事業照会を行い、関連する主な事業を新たに掲載しております。第４章は、男女共同参画推進に当たっての審議会、そして、庁内の体制などをどのように進めていくのかを記載しております。

なお、今回の答申案には添付しておりませんが、附属資料として、審議会委員の名簿、諮問書、審議会の開催状況などをまとめたプラン策定に係る経過や関係法令を添付する予定でございます。

それでは、答申の第１章からご説明をさせていただきます。

１ページ目をご覧ください。

審議会の中「男女共同参画の視点」という言葉が出てくるけれども、簡単な解説、それから、どんな社会を目指しているのかがあったほうが良いというご意見を踏まえ、第１章の冒頭に、言葉の解説とこのプランが何を目指しているものなのかを明記しました。

その下の基本的な考え方として、札幌市のこれまでの取組と、続いて２ページ目に、このプランとほかの部署の計画との関連性を図で示しました。

3 ページ目「女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況」です。

初めに、(1)として、札幌市の現状について、広く市民の方と共有するため、「次期まちづくり戦略ビジョン」や「さっぽろ未来創生プラン」など、ほかの計画でも指摘している課題を中心に四つの視点から掲載しております。

1 点目は、「人口減少社会の到来」ということで、札幌市の人口将来推計を踏まえた労働力不足や経済規模の伸び悩みなどについて、4 ページ目になりますけれども、合計特殊出生率の状況、子どもを持ちたいと考える夫婦が抱える不安について聞いたアンケート結果を掲載しております。

5 ページ目です。2 点目は、「世帯構成の大きな変化と若年層の転出」として世帯構成の変化として、単独世帯の増加と共働き世帯の増加について触れ、特に単独世帯の増加については、今後、孤立や不安を抱える世帯が増える可能性があることへの課題意識を記載しました。

6 ページをご覧ください。

若年層について、道内との関係では、札幌市への転入者が多い転入超過となっておりますが、道外との関係では札幌市からの転出者が多い転出超過となっていることを記載しました。

続きまして、3 点目は、「女性の人口比率が高い札幌」として、札幌市の特徴である女性の割合が高いこと、7 ページ目になりますが、女性の労働力人口が増加傾向で、全国と同様に、いまだM字カーブが存在し、解消には至っていないことをグラフとともに掲載しております。

8 ページをご覧ください。

最後に4 点目ですが、大きな転換期として、「新型コロナウイルス感染症の拡大～ポストコロナ時代への対応」として、テレワークといった多様な働き方を後退させずに定着させること、コロナによって顕在化した、特に女性への深刻な影響を踏まえ、男女共同参画の推進が重要であることを記載しました。

続きまして、国際社会と日本の状況として、8 ページから10 ページにかけ、近年における国際社会の動向と国における動きを簡単に掲載しております。

それから、第1章の最後は、「第4次男女共同参画さっぽろプランの取組状況」です。

11 ページから13 ページにかけ、基本目標ごとに数値目標である活動指標と成果指標の最新の直近値を掲載したうえで、審議会でもまとめた課題と今後の方向性を記載しております。

直近の値については現在集計中の項目もありますが、資料を作成した後に数値が判明した指標が幾つかありましたので、改めてご説明をさせていただきます。

まずは、11 ページの基本目標1の指標番号3「固定的性別役割分担意識解消に関する啓発事業の参加者数」については、令和3年度末で12万9,816人となる予定で更新いたします。こちらは、目標の16万人に向けて順調に推移しております。

指標番号2の市職員係長昇任試験受験率、指標番号4の審議会の女性委員の登用率は達成が難しい状況にあります。指標番号5の札幌市職員の女性管理職割合は着実に推移しております。

12ページをご覧ください。

基本目標Ⅱですが、指標番号7「ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証取得企業数」は、こちらも資料の数字から修正しておりまして、令和3年度末で765社と記載をしておりますが、764社が修正値となります。

また、指標番号9の「働き方に関する啓発事業参加」についても数字が変わっており、令和3年度末で2万2,318人となる予定で更新いたします。なお、指標番号10・11・13・14については各種の調査結果から目標未達となっておりましてしております。

また、基本目標Ⅲについては修正はありませんが、指標番号15は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による事業縮小があり、目標未達が濃厚です。指標番号17は、今後、実施・集計予定となっております。

続きまして13ページをご覧ください。

基本目標Ⅳについても修正はありませんが、市民意識調査の結果から未達となった指標番号21と指標番号22以外の項目は達成または達成見込みとなっております。

また、基本目標Ⅴの施設利用に関する指標番号24ですが、こちらも新型コロナウイルス感染拡大に伴う施設の休館があったことなどから、また、指標番号25は市民意識調査の結果から目標未達となっております。

そのほか、プランを策定していく中で今後数値が出てくる指標もありますので、適宜、更新し、掲載してまいります。

第1章の説明については以上です。

続きまして、第2章の「第5次男女共同参画さっぽろプランの概要」です。

14ページをご覧ください。

まず、計画の基本姿勢として、市のまちづくりの指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」とも連動しながら、あらゆる面において人権の尊重とジェンダー平等、SDGsを意識して推進していくことを記載しております。

15ページをご覧ください。

プランの構成として、条例の基本理念を基に三つの基本目標で構成されていることを記載し、16ページには施策体系を掲載しております。そして、17ページですが、この後、数値目標を設定することを記載しております。

なお、数値目標の項目については、審議会の答申を踏まえ、庁内でプラン推進に向けて目標を検討し、プランの素案決定時には指標が掲載されることになります。

第1章と第2章の説明は以上です。

○梶井会長 本日の審議は、前般と後半に分けて、まずは第1章と第2章について皆様からのご意見、ご質問を承ります。

今ご説明をいただいたところについて、書きぶり、あるいは、間違っただけの文言をお見つけになった方もいらっしゃるかと思いますけれども、それも含めてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

データなどについても新しいものを入れ、市民の皆様にも札幌市の現況が分かりやすいよう、それから、問題意識を共有していただけるよう、工夫していただいているかと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、12ページの成果指標について、指標番号13の職場で男女平等と考える人の割合は本当に低いですね。札幌市の職場はものすごく男女不平等なのですかね。この下の説明だけでは、どうしてこんなに低いのか、目標値の50%まで全然到達していないということについては説明し切れていません。

それから、審議会でも本当にそこを検証したのかと言われると弱い部分かなと思いますけれども、何でこんなに低いのでしょうか。今さらですけれども、どこがまずいのでしょうか。

○齋藤委員 今のお話について、私の実体験というか、肌感覚で思うところは、業界によって違うのではないかなということです。つまり、この数字は、職種や業界別にとってみると、ばらつきがすごくあるのではないかなと思っています。

例えば、行政機関やそれに近い職場、あるいは、デザインなど、男女の差がないような職種だと本当に平等です。また、上下の関係もなく、年上の方が若い方の意見を取り入れているなど、すごく風通しのいい職場や業界があります。しかし、日本の伝統的なといえますか、この業界と言うと差し障りがあるかもしれないのですけれども、そういうところだと、いまだにそういう考え方なのだと感じることもありますし、女性の方もそれが当たり前だと思われるのだと感じることがあります。私は取材をする中であらゆる業種の方とお話しする機会が比較的にあるのですが、そう感じる場面があるので、業界別や職種別に数字を取ると目に見えてくるのではないかなと思いました。

それに、やはり、不満がある方が平等ではないと回答すると思うので、それで数値が低くなるようなところもあるのかなと考えます。

もう一つ、14ページの基本姿勢の民族のところだけが赤色の字になっていますが、これについては先にご説明があったのでしょうか。

○事務局（後藤男女共同参画課長） まずは、14ページの赤色の字となっている民族のところについてご説明をさせていただきます。

語句の調整でして、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で掲げている「共生」に合わせる形で補足、修正したところを示しています。最終版では黒色の字になります。

○梶井会長 齋藤委員、ご意見をいただき、ありがとうございます。

確かに、職場での男女不平等感というのは、職種や業界によって、それから、非正規雇用の女性が多い職場においては強いのだと思います。その意味では、ご指摘のとおり、平等な職場もあるのだけれども、業種、業態によっては不平等なところもあるということ

ですね。さらに、札幌市は非正規雇用率が高い傾向にありますので、それも反映されているのかなと思います。

ただ、ここでどの業界は不平等で、どの業界は平等ということまでつまびらかに書くことは不適切なところもありますので、依然として低いという記載にとどめ、市民の皆さんにはその現状を知っていただくことになろうかなと思いました。

ほかに第1章、第2章で気になったところなどがありましたらご意見をお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ついでに申し上げれば、13ページの札幌市配偶者暴力相談センターも設置してからかなりになるかと思いますが、半分以下の人しか認知されていないといえますか、数字を見ますと足踏み状態の状況もあるようで、反省させられますね。であるからこそ、答申案では、更に具体化、それから、実現可能性を強めていきたいということになろうかと思っています。そのような思いも込め、今日はお示しできなかったのですけれども、「はじめに」では我々審議会の気持ちも書かせていただきたいと思いますと思っています。

○平井委員 感想です。

12ページの指標番号15と指標番号17についてですが、指標番号17は直近値で35%と低いなと思いました。子どもたちへの性教育については、一部では学校ですることではない、寝た子を起こさないみたいな考えをお持ちの方もいらっしゃるのかなと思っています。でも、命の大切さと併せ、性教育をやっていくことがその後のDVの防止や対等な関係性の作り方につながっていくのかなと思いました。

○梶井会長 中絶率が高い、性病率が高いなど、大変不名誉な勲章が札幌市にはありますので、それらも含めて、ここの遅れはちょっと気になる場所ですね。

瀧澤委員、ここについてご意見がありましたら、ぜひお願いします。

○瀧澤委員 私は、基本的には中学校勤務で、小学校も少し経験があるのですが、その視点でいうと指標番号17に関わることというのはまだないです。小・中学校での性教育と言うと、まずは命の大切さであったり、自分を守ること、自分の大事なものをちゃんと守るということを小学校から指導しているところです。

また、(4)基本目標Ⅳにも入りますが、中学校段階では、デートDVのこと、それから、最近はSNSでのいろいろなトラブルがありますので、それについて指導しながら、もう少し上の年代になってからのことにつながると考える上では小・中学校では取り組んでいるということです。

なお、申し訳ありませんが、高校についてはよく分かりません。

○梶井会長 発達年齢に合わせ、小学生のころから命の大切さや自分の体の大切さ、お互いを尊重し合うというところから始まっていくとは思いますが、そこからしっかりとやっていかないとこの数字がきちんとしたものにならないということをここで改めて確認させていただきたいと思います。

○齋藤委員 平井委員と瀧澤委員の発言に関わるのですが、私は、実体験として、1学期に中学校3校に性の健康教育に行ってきました。ある中学校では、1年生から3年生まで、全クラスでの実施でした。

ただ、デートDVの講座では、性的な暴力に絡め、「避妊」という言葉が出てくるのですけれども、職員室に資料を高覧した際、1年生の先生から、保健体育の中でも「避妊」という言葉は出てこないで、それを外してほしい、せりふもやめてほしいと言われました。

それで、学習資料からも外しました。スライドにはちらっと映しましたが、私が言葉でそのことを伝えるということはありませんでした。学校の要望ですので、無理に通してということもせず、リクエストを受け、「避妊」という言葉を外したということです。

先生たちとしては教材に載っていないから扱いにくいというのはもちろんだと思うのです。先生たちも組織の一員ですので、はみ出すことはしたくないということもあると思うのですけれども、中学校の段階で「避妊」という言葉を隠してしまうことで、結果的に札幌市の若い世代の中絶率や性感染症感染率もすごく高くなっていることにつながっているのかなと思いました。

私はそれを先生たちにはお話ししましたが、どうしたら全体に知っていただけるかは少し悩ましいところかなと思いました。事実として、「セックス」という文言はやめてください、「避妊」という言葉は使わないでくださいということがあります。先生たちとしては、子どもたちはまだ成長発達の段階にいて、そういうことは刺激的だと思われるかもしれないのですけれども、成長にかかわらず、今はどこからでも情報が入ってくる状態なので、子どもたちはちゃんと知っていますし、何だ、この言葉はと思ったら調べるので、調べたものが正しい情報であればいいのですが、それに絡め、今は広告も出てくるので、事前に正しい情報をいかに早い段階で知るのが大切かと考え、私も日々活動していますし、何とか解消できたらなと思っています。

○瀧澤委員 実際にやっていらっしゃる方のお話を聞くのはすごくありがたいです。言い訳もしませんし、その学校を否定することもしないですけれども、今のお話を伺って私が思ったのは、1学期という時期的なものと中学校1年生から3年生という全学年を扱ってしまったというところがやっぱり大きかったのかなと思いました。

もしかしたら2年生や3年生にはもっとということがあったかもしれませんし、1年生でも後半だったというお考えもあったかもしれません。これはそうではないかもしれません。

春先の中学生といいますと、小学6.3年生ぐらいの感じで見ていることがあります。ただ、生活が大きく変わっていく中で中学生になると子どもたちの生活範囲も広がっていくというようなことがあります。そういう意味では、学年ごとだったら違ったのかなとも思いました。

ただ、いろいろな機会の中で私も先生方にお話をできればなと思いました。

○梶井会長 男女共同参画社会、ジェンダー平等社会がどういうふうには札幌市で実現するかが私たちの目標なわけですが、その意味では、教育現場がどうあるのか、教育がどうあったらそれに近づきやすいのかはすごく重要な視点かと思います。事細かに具体的に書けない、答申案の中に盛り込めないところもありますけれども、議論の中でそういうご意見が出たということは生かしていきたいと思います。ただ、何分にも本当に高度情報社会だということがあります。日々、社会変化が非常に激しく、また、情報が飛び交っている中での教育ということも踏まえていかなければならないのかなと思います。

他に第1章、第2章に関し、何か気になったことやお気づきのこと、ご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 最後には全体を通して皆様にご意見を伺いますので、第3章、第4章に移りたいと思います。

ご説明をお願いいたします。

○事務局（後藤男女共同参画課長） それでは、18ページ以降の第3章のご説明をさせていただきます。

まずは、答申案の第3章についてです。

先ほど齋藤委員からのお話がありまして、変更したところは赤色としております。

第3章の概要については前回の審議会でご説明をさせていただいておりますので、変更のあった箇所を中心にご説明をいたします。書面照会の際にご報告した内容とも一部重複しますことをご了承ください。

主な事業の部分で赤色の字になっているところですが、庁内の事業照会の後、担当部署などからの依頼により修正したものです。

19ページをご覧ください。

2パラグラフ目のハラスメントについて、セクハラのみならず、職場におけるハラスメントも重大だというご意見を踏まえ、代表的なハラスメントとして、セクハラとパワハラを併記し、どちらも一切許されない行為であるとししました。

22ページをご覧ください。

現状と課題の2パラグラフ目のジェンダーギャップ指数について、最新のグラフにしておりましたが、公表の年月日についても今回修正しております。

25ページをご覧ください。

1パラグラフ目では「働き方改革に取り組む市内企業が広がるよう」となっておりますが、「働き方改革に取り組む意識が市内企業に広がるよう」と字句の修正を行っております。

31ページをご覧ください。

真ん中のところですが、国においては、女性の経済的自立やデジタル分野におけるジェンダーギャップの解消を目的に、女性デジタル人材育成プランを作成しました。札幌市に

において、現在、特化した施策は行っておりませんが、今後の新しい動きも見据え、「デジタル知識を含む就労に必要なスキルの習得支援等」としました。

36ページをご覧ください。

現状と課題の2パラグラフ目ですが、DVを受けて特に深刻な被害を受けている人の9割は女性であり、深刻な状況であるということに触れてほしいというご意見を踏まえ、国の統計調査の結果も載せながら、女性のDV被害者が特に困難な状況であることを記載しました。また、文章を2文に分けております。

それから、その下ですが、加害者にならないための教育も必要というご意見もいただきましたので、現状と課題の3パラグラフ目では、「加害者にも被害者にもならないよう若年層からの予防啓発や、DVには身体的な暴力以外にも様々な暴力があるという認識を浸透させる取組が重要です。」としました。

46ページをご覧ください。

現状と課題の書き出しの部分ですが、晩婚化や未婚率、離婚について記載されているが、それらが原因ではなく、賃金格差や非正規雇用など、社会的な構造や背景が原因で女性が困難を抱えることが問題だ、それを書くべきではないかというご意見を踏まえ、「誰もが経済的に自立し、安定した生活を送ることができる社会を実現することは大変重要です。しかし、札幌市の女性の就業状況を見ると、就業者数や有業率は徐々に増加しているものの、全国平均よりも低い水準となっており、その就業者の半数以上は、雇用や収入が不安定な非正規雇用労働者です。また、男女間の賃金格差についても、札幌市では全国平均よりも格差が大きい状況となっています。」としました。

48ページをご覧ください。

上のパラグラフに「DV」という文言を追加しております。

それから、2パラグラフ目ですが、書面送付時では国の白書でも特集として取り上げられた晩婚化、未婚率、離婚などを含む家族の姿の変化について記載しておりました。晩婚化や未婚、離婚などについてマイナスの印象を与えてしまうのではないかと懸念されるご意見、中高年女性への支援が社会全体として抜け落ちていることや社会保障などが変化する家族の姿に十分対応し切れていないという課題提起もいただきました。こうしたご意見を踏まえまして、48ページから49ページにかけての文章ですが、「また、高度経済成長期に形作られた現在の社会保障制度・税制の多くは改変されてきていますが、女性を取り巻く家族の姿も変化し、人生も多様化する現代においては、制度等の恩恵を十分に受けられない人がいます。こうしたことから、女性の視点を踏まえた制度等の検討に加え、若年女性や単身中高齢女性、母子家庭などをはじめ、」としました。

また、女性に関する施策を行う部署が複数にまたがる中、それぞれの施策が連携、連動することも重要であり、後段は、「貧困等生活上の様々な困難を抱える女性に寄り添った多様で切れ目のない支援が求められています。」とし、「切れ目のない」という文言を追加しました。

最後に、第4章についてご説明をさせていただきます。

54ページをご覧ください。

プランの推進に当たってということで、重要な要素として、男女共同参画の拠点施設である男女共同参画センターのほか、この審議会や庁内の行政推進会議について記載をしております。

55ページをご覧ください。

こちらでは推進体制についての図を掲載しております。

第3章と第4章の説明は以上でございます。

○梶井会長 それでは、第3章と第4章について、皆様からご質問やご意見がありましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

36ページの赤色の字になっている部分ですが、この審議会の最初のほうでしたか、委員から、DVに関しては、加害者への支援など、施策的をもう少し具体的に考えたほうがいいのではないかというご意見があったかと思います。その取組に関しては関係部署に具体的に進めていただくことを期待したいところですが、それも踏まえ、加害者にも被害者にもならないよう若年層からの予防啓発としたことはすごくよかったなと思っておりますし、このまま赤色にしておいてもいいのかなというぐらいに私は感じております。加害者にならない教育ですよ。我々は、どうやって救済するかにすごく力を入れがちですが、先ほど来、教育の問題が出てきておりますとおり、そういう状況を作らないためにはどうすればいいのかという観点もこの答申案では入れられたのかなと思っております。

そんなことも含め、ご意見をいただけたらと思っておりますけれども、ほかにございませんでしょうか。

○平井委員 私の要望というか、意見を取り入れてくださったことはありがたいなと思っております。

先ほどの性教育のことにも関係してくるかなと思っております。これは、DVだけではなく、いじめや職場での将来のパワハラにも関係してくるので、加害者にも被害者にもならないような教育が本当に大切だなと思っております。

次に、48ページについてです。

最初の案では、説明してくださったように、晩婚化のほか、未婚率や離婚率が増加のために女性が困難を、それで女性が力をつけなくてはいけないというような表記でした。しかし、困難を抱える理由には子育てということもありますし、親の介護など、いろいろなことがあります。ですから、結婚している、していないにかかわらず、社会構造の影響を受け、そのはざまに困難を抱える女性が増えているという状況だと思いますので、このような文章に変えていただけたことは本当によかったなと思います。

個人の責任で困窮したり困難を抱えたりするのではなく、社会構造を変えていくというのが男女共同参画の施策ではないかなと思っております。

○梶井会長 ここも本当によりよい書きぶりになったなと思っております。赤色で残した

いですね。そして、高齢女性だけではなく、中年といいますか、30代後半の自殺率も本
当に増えておりまして、そういうことから、「中高齢」ということで、「中」をつけたと
いうこともすごく重要だったように思います。

さらには、47ページの最後のパラグラフです。先ほどは業種によるということが出てお
りましたけれども、非正規雇用、飲食業、宿泊業の女性がコロナで直撃を受けたというこ
とも具体的に示されており、その書きぶりもしっかりできたかなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 それでは、全体を通して皆様からご意見をいただきたいと思います。

これから市長に答申してからパブリックコメントを求めるというスケジュールになりま
す。そこで、市民の皆様にお示しするときの読みやすさ、あるいは、ここをこうすれば市
民の方に浸透するのではないかなど、何かアイデアがありましたら自由にご発言をいただ
ければと思います。

私としてはなかなかいい線に行っていると思うのです。こういう言い方は変ですかね。
自画自賛ではないのですけれどもね。皆さんも自由にご感想なり、ここは力を入れるべき
だというようなことでも結構ですので、全体を通してご意見をいただければと思います。

それでは、齋藤委員から、ご感想も含め、これまでの議論を踏まえ、ご意見をいただ
ければと思います。

○齋藤委員 私もこれを読ませていただきましたが、会議で話されたことが反映されてい
ると思いましたし、内容も見の方が見られたら感動するところもあるかなと思います。そ
れでちょっとじーンとしていますし、すごくすてきなものになったなと思っています。

その上で、LGBTQsのところについてです。

何かを加えてほしいということではないのですけれども、最近、多様性が叫ばれており、
話しやすくなったのはいいとしても、カミングアウトをしないという自由もあるのですね。
でも、カミングアウトしなければいけないプレッシャーを感じている方がいらっしゃるよ
うで、そっとしておくような自由さを文章にするのは難しいと思うのですけれども、多様
性が広がれば、そのようなこともまた言われるのではないかなと最近は思っています。そ
ういう意見を聞いたことはよかったなと思っています。

また、デートDVや先ほどの意見もそうですが、若い世代にどうやったら大切なことだ
と伝えていけるのか、男女共同参画室だけではなく、教育現場の方と連携していければと
思いつつ、すごく期待しながら生活しています。

○瀧澤委員 私は4月から参加させていただきましたので、まだまだ勉強不足なところも
多く、皆様のご意見を伺いながら改めて考えさせられることが非常にたくさんありまし
たし、教育の大切さについても改めて考えることができました。

私は、小学校と中学校の両方の校種を経験しています。今の勤務先も併置校でして、小
学生と中学生が同じ屋根の下で生活している学校にいるものですから、そんな中での子ど

もたちの発達の様子を見ていますし、それぞれの校種の中での性教育についても経験させてもらっています。そんな中、これから先、それぞれの校種に向けて何か発信することができればと思いながらこれまで参加させていただきました。

最後に、すごく細かいところについてです。

1 ページの青色の枠内の一番最後に「札幌市は、このプランに基づき取り組みを続けていきます。」とありますよね。ここだけだと思うのですが、「取り組み」と送り仮名が入っているのです。最近では送り仮名を入れないことが一般的ですから、あえてなのかなと思ったのですが、後半では「取組」と漢字2文字になっているのですね。こうしたものを書いていく上でのルールがあるのかなと思いました。

同じように、「持つ」についてです。例えば、3 ページの最初の段落の4 行目の最後のところでは、「危機感を持って」とあります。これは、私たちの業界だけなのかもしれないのですが、目に見えないものは平仮名で書くとなっているのです。それが札幌市の書きぶりのルールで認められているのであれば全然構いません。そういうルールはあるのかなと思っていたので、これを機会にお話しさせていただきました。

○梶井会長 それは速やかに検討し、修正すべき点は修正させていただきたいと思います。

○多田委員 私は、仕事柄、DV 関係について特に重点的に見てしまうのですけれども、先ほど梶井会長が指摘された札幌市配偶者暴力相談センターの認知度が低いということについてです。

私が相談を受けるときには、やはり、警察にまず相談するという方が多いです。資料の38 ページにもありますが、DV を受けたときには70%以上の方がまずは警察に相談してということです。札幌市配偶者暴力相談センターにも警察にもDV 被害者の方の相談窓口がありますし、どこかに相談に行くということではいいのかなと思うのですけれども、警察も相談窓口があると認知されているのであれば、札幌市配偶者暴力相談センターと警察が連携し、もうしているのかもしれないのですけれども、その点を強化すれば札幌市配偶者暴力相談センターの認知度がさらに上がるのではないかなと感じました。

そして、DV を経験したときに相談しなかったという割合が高いのが印象的です。コロナになってDV 被害が増えていますが世間的には言われているのですけれども、弁護士のところにまで相談に来る件数が全然増えていないのです。そこまで行かずに解決できているのであればいいのですけれども、潜ってしまって、相談にも行けず、ただ耐えている方がいることが一番の問題だと思っています。

つまり、DV を経験したときにどうして相談できないのか、ただ単に知らないのであれば周知していけばいいだけだと思うのですけれども、知っているけれども、相談できないということであれば、その問題点を解決することが必要なかなと思いました。これは前にも言わせていただいたのですけれども、今後、取組としてお願いしたいものです。

さらに、全体に関わる意見ですが、やはり、小学校、中学校、高校の教育です。L G B T についてもDV 被害についても、男女共同参画がすごく大事だなと感じながら参加させ

ていただいた次第です。

○梶井会長 ただいまご指摘くださったように、実は、おっしゃるとおり、相談窓口を知らないから相談できないのか、あるいは、相談のしにくさがあるのかですね。行政としては、窓口がありますよとおっしゃるのですけれども、その利用のしやすさ、市民にとってのアクセスのしやすさについては、はっきり言って、まだ弱いところがあると思うのです。

例えば、何時から何時までなど、時間が決まっていたりするのかもしれませんが。私も学生の中で相談したことがあるのですけれども、いろいろな相談先があって、どこに電話をかけたらいいいのかが分からないのです。曜日が決まっているところもあって、そうすると警察となるのです。110番をすればよくて、しかも、24時間対応してくれます。それで警察への相談件数が高くなっているのかなと思います。そうしたアクセスのしやすさです。

逆に、行政で作っている窓口のアクセスのしにくさもあるかもしれません。市民が知らないではないですかということもあるかもしれませんが、知っていてもアクセスしにくいというところがあるのかなと思います。

これは、第4章の施策をどう推進していくかというところにも関わってくるので、我々としてはそこを注視していきたいと思いますし、そのことを議事録にも残しておきたいと思います。

それでは、続けてお願いいたします。

○平井委員 今、多田委員がおっしゃったなぜ相談しないのかということについてです。

最初の審議会でもお話があったかと思いますが、37ページにあるとおり、どのような暴力の種類によって、どのような場合でも暴力に当たるというものとはそうでない場合があるという割合です。平手で殴る、足で蹴るということでも暴力に当たる場合とそうでない場合があるという意識調査の結果なのですよね。

これは、加害者はもちろん、被害者も暴力ではないのではないかと考えてしまっていることで、身体的な行為ではなく、交友関係の監視をするということも暴力であるということ、つまり、対等な関係性というのはそういうことだよと知ってほしいなと思います。

そして、何度も言っていますが、困難を抱える女性についてです。私のところには毎日のように相談が来ます。本当に切実です。1食の食事を子どもと分け合っているということもあります。私たちの全国調査でも小学生の体重が減っているというような結果も出ています。それは本州の一部の地区のことかなと思っていたのですが、北海道でもひとり親の皆さんは大変厳しい状況です。

では、行政に相談に行ったかということ、そうではないのです。やっとネットで見つけて相談しましたという感じで、本当に切実な状況で、支援してほしいというような相談があります。

実は、ひとり親への相談窓口や支援というのはいろいろとあるのですけれども、そこになかなかつながっていないのはどうしてなのか、私たちも考えていきたいですし、せっかく法律ができましたけれども、ただでただけではなく、相談してください、相談に来て

くださいではその困難さが伝わらないですし、解消できないのかなと思っています。まず、法案ができたことをこれに載せていただいたことをきっかけに、本当に困難を抱えた方々とのようにつながっていけるか、私も考えていかなければいけないと思います。

ジェンダーや男女共同参画、平等と言うと、聞く前にもういいですとシャッターを下ろすような方も多いのですけれども、これは女性のためだけのことではなく、男女や性にかかわらず、みんなが生きやすく安心して暮らせる社会を作っていくのだというメッセージでもあるので、それを市民の皆さんにもぜひ理解していただけたらいいなと思い、これを読んでそう感じました。

○梶井会長 37ページの何を暴力と思うのかですが、本当にずっとこういう感じなのか。平手で打つのは暴力だというのが絶対に100%にならないのです。暴力の場合と暴力ではない場合があると感じているのです。もう全て暴力なのですから、もう10年以上ずっとこの数字ではないですか。やはり教育がすごく重要です。

もう一つ、児童虐待防止法の改正があって、とにかく子どもに対する暴力的なことは全面禁止となりました。つまり、子育てに関し、暴力に当たる場合とない場合があるというくくりもなくなって全面禁止になったわけです。それに対応し、夫婦間、男女間でも、暴力というのは絶対に駄目なのだと足並みをそろえないと子どもに対する暴力も減らないと思いますし、札幌市民の意識をさらに厳しく見ていく必要があるかなと思います。

さらに、困難を抱える女性に関しては、この答申も含めて、札幌市がそういう困難な方々がいるということの痛みをどう共有できるか、痛みを共有する市民意識を持つまちだとアピールしていかないと世界に向けて、オリンピックに向けても恥ずかしいと思います。オリンピックを開催するぐらいのまちであれば、困難な人に対して市民が痛みを共有し、何かに向かっていけるのだというようなところをアピールしていければと思います。パラリンピックもついてくるわけですから、それは当然だろうと思うのですが、まさにそういう時代の節目に我々は第5次プランを作っているということです。

それでは、続けてお願いします。

○前鼻委員 少し的外れな発言かもしれないのですが、12ページの職場で男女平等と考える人の割合の低さについてです。

私としてはこのぐらいしかないのかという感覚で、男女共同参画さっぽろプランがこの割合を高めていくための一助にならないといけないのだらうなと思いますし、そう考えますとかなり重要性が高いのだらうなと思っております。

また、社会がグローバル化し、進み方が半端ないぐらいに速いですよね。私は60歳を過ぎていますが、なかなかついていけないような状況の中で、子どもたちもなかなかついていけないのだらうな、未熟な大人が増えているのも現状なのだらうなと思うのです。それもあって37ページにあるような小さい暴力が大きな暴力になり、虐待につながっていくのだらうなと考えると、人の成熟した進化といいますか、心の成長も伴わないと社会全体として難しくなってくるのだらうなと考えていますし、その中で、これだけではなく、

札幌市としてはいろいろな施策や方策を作っていかなければならないのだろうと思います。

せっかく住みたいまちベスト3には必ず入る190万人都市・札幌でありますので、誰もが住み続けたいようなまちになるようなプランとしたいと思っていました。私は札幌生まれの札幌育ちで、これからも恐らく札幌で暮らしていくと思いますので、自信の持てるまちとなるようなプランにしたいなということです。

○梶井会長 ご指摘のとおりかと思います。

一人一人が成熟した市民であるのか、大人であるのか、そして、成熟したまちであるのかを見据えつつ、この後、この答申案をどう具体化していくのかは注視していきたいと思っています。

○光崎委員 この間の議論の中でも出ていましたけれども、やはり、教育の大切さを痛感するところです。

この間もいろいろな委員から教育現場におけるご苦労について聞かされてきました。学校では、いろいろなテーマやカリキュラムがあり、忙しい中、LGBTQのようなテーマでの授業をやり切ることができないのだ、学校長はそう思っている、地域の中、自分の学校区ではなかなかなじまないテーマなので、できないというようなお話も聞かされてきました。ベースラインがあって、それにプラスアルファで学校現場の中で先生たちが悩んでいくのはいいと思うのですが、そうではないのであれば、そうした現状を教育委員会ともしっかりと共有していただき、現場の先生がそうした最低ラインのところで思い悩むことがないよう、現場の先生たちがそういった教育をしっかりとできるようなバックアップになっていけばいいのかなと思っています。

それに、僕らが小さい頃と違って、今、学校教育の中でこういったテーマでの授業が本当にしっかりとされてきている中で、その子どもたちが社会に出たとき、社会がひど過ぎて打ちのめされるケースが本当に多いと労働相談の方から聞かされています。

特にコロナ禍というのもあるのですけれども、労働相談の現場では、パワーハラスメント、あるいは、いじめや嫌がらせで追い込まれていくという相談が非常に多いですね。せっかく教育を受け、先生にこういうふうに習ってきたのに、自分が社会に出たらあまりに違う現状で、もうどうしていいか分からないみたいなことが実態なのです。

そうしたことについて言うと、既にご案内のとおり、パワハラ防止法も義務化されましたよね。我々は労働団体でありますから、あらゆる階層に対し、そうしたテーマでやっていくのですけれども、これでも触れられているとおり、企業での理解も大変重要だと思っていますから、企業の皆さんともそうしたことを共有しながら、企業における従業員の教育について、連携を取りながら進めていただければいいのかなと思っています。

それから、単純な書きぶりについてです。

先ほど瀧澤委員からもありましたけれども、僕がいつも気になっているのは「目指す」という言葉です。目を指さすというところが僕としてはなじまず、僕はいつも平仮名を使

っています。そこは、先ほどのご意見にあったとおり、市としての考え方に沿って検討していただければと思います。

また、プラン全体としては、会長がおっしゃったとおり、本当にいいものができたなと思っています。ただ、これをどれだけ実行できるかが大事だと思っています。この間も、ジェンダーギャップ指数が公表され、日本は先進国の中で最下位だということでした。せめて国内における札幌の位置付けだけでも、やはり政令指定都市ですから、どうしても横にらみしながら札幌がトップランナーでやっていける状況にないテーマもあるとは思いますが、先ほど会長もおっしゃったとおり、冬季オリパラ招致に関し、札幌は手を挙げているわけで、プロモーション委員会の皆さんは苦勞されており、市民の議論が進んでいないということも報道されています。ただ、そういったことを目指す都市ということでもありますから、共生社会の実現や多様性を理解し、誰もが住みやすいまちを持続的に環境整備していくのだというテーマにも沿っていますから、このプランを実行に移すにおいてはしっかりと取組を進めていただきたいと思いますし、僕自身も機運を盛り上げていくということに対し、何かしらできるのであれば、協力したいです。

○梶井会長 ご指摘をいただきましたように、労働相談から見える札幌市の労働環境は指標を見てもなかなか厳しい状況です。せっかく教育をしても、社会に出たら、そのギャップに若い人たちがめげて折れていくという状況もあるということでした。

特に、今回、皆さんのご議論からハラスメントについての記述も取り入れて盛り込むことができたのは時宜にかなったことかなと思っています。皆様のご議論のたまものと思います。

それに、おっしゃるように、プランができれば、学校の先生方にも1冊ずつお分けしたいですし、企業にもお分けしたいですね。札幌市としてどこまでしていただけるのかは分かりませんが、札幌市としては男女共同参画社会、ジェンダー平等社会を目指しているということが教育機関や企業をはじめとした労働の場に届くようにしていただければ、このデータなども活用していただけるのかなと思いました。

○武藤委員 私は、商工会議所の委員長の立場で出席をさせていただいてきましたので、企業側からの意見を言うべきだと思うのですが、まず、「男女共同参画」という言葉自体が今は多様性などと言われている中でナンセンスと言われているように、本当にこれでいいのかということです。小さなことからみんなが気付き合えるような世界を作っていないとならないのではないかなというのが一番最初に言いたかったことです。

私は、今日出席させてもらって、びっくりした数値が幾つかありました。避妊や、堕胎が、全国でも突出していて、いろいろな意味で全国平均から極めて乖離しています。いろいろな施策の中でそれを重点施策にといいますか、いろいろな施策の柱がありますけれども、どこに重きを置くかということとして、答申ではここに重点を置いて、せめて全国平均まで持って行ってほしいなと思います。

そして、先ほど光崎委員がおっしゃった企業のことですが、スポーツ局では、札幌オリ

パラについての反対が多いということで、企業別に少しでも理解を深めたいと、50人規模、100人規模の企業へ赴き、説明会をしています。しかし、職場の中で男女平等と考える人の割合がこんなに低い数値であるのであれば、やはり、札幌市としても、ぜひ企業を歩いていただいて、もう少し平等な会社になってほしいといひますか、そういう企業作りを目指してほしいと訴えていただきたいと思ひます。

この答申案とは別ですけれども、そういうことも考えていただきたいなと思ひます。

○梶井会長

ご指摘のとおり、男女共同参画についてはジェンダー平等ということに置き換えていく過渡期にあるかと思ひますけれども、双方の言葉を答申では使っているということですよ。ただ、時代の過渡期の中でやるべきことはまだまだあるというのはご指摘のとおりかと思ひます。

また、オリンピック・パラリンピックは、この審議会での審議対象ではございませんけれども、やると決定されましたら、それをジェンダー平等社会への起爆剤にしていだければと思ひます。市民のためになる大会というのはそういうことであろうと思ひますし、それにより札幌市が加速度的にジェンダー平等社会になっていけばいいなと思ひている次第です。

それでは、藤村委員、お願いいたします。

○藤村委員 今日にはオンラインで失礼します。

私からは、細かいところに遡っての話をさせていただきます。

先ほど第3章のお話をしていたとき、私の中で整理ができず、発言ができなかったのですけれども、24ページと28ページに男性の育児休業の話が出てきています。これはこのままでいいのかなと考え込んでしまっていたのですが、整理としては、24ページの基本的方向1は企業に対してのメッセージで、28ページは、どちらかという、男性個人だったり、パートナーや家庭に対してのメッセージだと認識、理解しました。

そうしたとき、24ページはこれでいいかと思ったのですが、28ページです。図12は北海道の育休の取得率が出ているのですけれども、これは男性の取得率が低いということよりも男女でバランスが悪いということを伝えたいということでもいいかと思ひました。

そして28ページの下半分の文章のところでは、「男性に対し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入など労働環境を改善するとともに」ということは企業に対してのメッセージになっていると思ひますので、ここは変えるか、なくすかしたほうがいいかなと思ひました。

2点目ですけれども、29ページの施策の柱（1）の男性の家庭生活への参加の促進のところでは、主な事業として四つ書かれています。

もともとは母親に対してのアプローチが主流だったものが、「夫婦で」、「両親が」、「男女で」という書き方になって、それで取り組んでいこうというのはいいかなと思ひたのですが、事業名に「マタニティ」という言葉が入っていると、男性は意識しづらくなっ

てしまうといえますか、どうしても母親向け、妊婦向けとなってしまうので、例えば、「マタニティ教室」ではなく、「両親教室」という言い方に変えるという工夫があってもいいかなと思いました。

3点目は、意見というよりも感想・所感です。

最初に、梶井会長から、12ページの成果指標の男女平等と考える人の割合が低く、20%ぐらいしかないということに触れられましたよね。私も梶井会長と同じような考えに至ったのですけれども、この指標は難しいなと思うのが、多分、いろいろな課題が全部解決しないと男女平等だと言えないところです。ですから、この数値を上げていくのはすごく難しいと思いますし、そういう意味では、19.7%というのは妥当かなとも思います。内訳として、個々の要素はかなりよくはなっているのだけれども、不平等な部分が多少ながらも残っていて、なかなか進んでいかないという部分があるかなと思いました。

継続性という意味から、この指標をなくすということをすぐに考える必要はないかなと思うのですけれども、目標値を工夫してはどうかなと思います。目標は100%でも、そういう背景を踏まえて現実的な目標にする、あるいは、もうちょっと細分化し、進捗が分かりやすいような指標も加えるなど、そういったことを考えるのもいいかなと思いました。

○梶井会長 3点いただきましたけれども、1点目の28ページの書きぶりに関し、事務局からご意見はありますか。

○事務局（後藤男女共同参画課長） 28ページの最初のパラグラフの「長時間労働の是正や多様で柔軟な働き」の部分はなくすか、修正したほうがいいというご意見をいただきましたが、修正するとしたらこういった方向性がいいのではないだろうかというご提案はございますでしょうか。

○藤村委員 私としてはなくてもいいのではないかなと思いました。

○事務局（後藤男女共同参画課長） 単純にここの部分を削除するのがいいというご意見ですか。

○藤村委員 長時間労働の是正の話に触れるとしたら、24ページの基本的方向1のほうで触れるべきかなということです。

○梶井会長 削除しても、一度触れていますので、おっしゃるように、ここを削除してもいいのかもしれませんが、私は「男性に対し、」のところが悪いと思います。つまり、「男性の長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入など労働環境を改善するとともに」というのは前に言ったという前提の上、ここで言いたいのは、「家事・育児に関する必要な情報の発信や」ということで、そうすることもできるかなと思いました。

○藤村委員 「男性に」は要らないですね。

○梶井会長 それも含め、引き取らせていただき、文言についてもう一回考えさせていただくということで皆様もよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○梶井会長 ありがとうございます。

また、「マタニティ教室」についての説明もお願いいたします。

○事務局（川瀬調査担当係長） 結論から申し上げますと、大変申し訳ないけれども、保健福祉局保健所においてこういう名称で行っているものとなりますし、事業名については基本的に市民の方にお伝えしているものと統一させており、修正についてはなかなか難しいところです。

なお、この事業は、もともと、「両親教室」と「母親教室」という名称で行っていましたが、令和3年度に統合してマタニティ教室としたと聞いております。

ただ、名称については、確かに、藤村委員からお話を伺い、そうだなと思いました。保健福祉局のものとなりますので、すぐにどうこうするのは難しいとは思いますが、審議委員からこういうご意見があったということで、今後、プランの庁内検討を進めていく中でお話をさせていただきたいと思います。

貴重なご意見をありがとうございます。

○梶井会長 多分、保健福祉局保健所としての立場でお考えになっているネーミングだと思うのですが、男女共同参画審議会として男女が参加しやすいようなネーミングにしていきたいと思いますという意見を出すということはすごく重要なことだと思います。

また、皆様が引っかかっている12ページの指標番号13の男女で平等と考える人についてです。これは職場でということですが、この指標についてご議論がありました。厳しい数字は残しておきますけれども、その後の目標値の設定の仕方等も含め、今後の課題として引き取らせていただければと思います。

ご指摘をありがとうございます。

答申案がここまでまとまりまして、皆様から最終的に全体を通してのご意見をいただいたところでございます。取り残した文言の修正などがございますけれども、そこは私と事務局で検討し、最終案としたいと思います。

ご一任をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○梶井会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題の第5次男女共同参画さっぽろプランについての審議はこれで終了とさせていただきます。

3. 閉 会

○梶井会長 最後に、今後の流れについて、事務局から改めてご説明をお願いいたします。

○事務局（川瀬調査担当係長） まずは、長期間にわたり次期プランについてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回の審議会が答申前最後となりますことから、ここで男女共同参画室長の渡邊より、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

○事務局（渡邊男女共同参画室長） 男女共同参画室長の渡邊でございます。

昨年11月に諮問をさせていただき、これまで10か月にわたってご議論をいただきました。本当に熱心にご意見等をいただきまして、本当にありがとうございます。

コロナ禍で、ほぼほぼオンラインでやらせていただきました。ただ、答申前に皆さんにこうやってお集まりいただけたことで、何となく一つの区切りとなったかなという気がいたします。当初はいろいろとご不便をおかけしたかと思いますが、そんな中でもスムーズなご審議をいただき、本当にありがたく思っております。また、おかげさまでといいたうか、私どももそうですが、オンラインに慣れることができましたので、今後の審議にも柔軟に対応していけるのかなと思います。

この分野は非常に変化が激しく、また注目されている分野であろうかと思ひます。この審議の期間中、国においては困難女性支援法やA V関係の法律も成立するというこもございました。そんな変化の激しい分野において、いろいろとご審議をいただいたのは非常に意義のあることだと思ひております。

私どもは、これから庁内の議論へと移り、また、議会への説明、パブリックコメントということで進めてまいります。またきつといろいろなご意見をいただくことになろうかと思ひます。ただ、皆さんからいただいたご意見につきましてはしっかりと受け止め、可能な限り答申に沿うような形でまとめていければと思ひております。

またご相談をさせていただく機会があろうかと思ひますが、ぜひご協力をいただければと思ひます。

本当に長い間、ありがとうございます。またよろしくお願ひいたします。

○事務局（川瀬調査担当係長） 最後になりますが、今後の流れについて改めてご説明をさせていただきます。

9月22日木曜日の答申に向け、今回、審議会において皆様からいただいた言葉遣いやご意見については梶井会長と調整をさせていただき、答申に臨みたいと考えております。確定した答申に関しましては委員の皆様にお送りをさせていただく予定ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、令和4年度の次回の審議会でございますが、期間が大分開きまして、年明けの来年2月か3月に開催する予定です。少し先のこととなりますが、改めて日程について調整させていただきたいと思ひますので、お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○梶井会長 ありがとうございます。

当審議会の会長として大変拙いところが多々あり、大いに反省しておりますが、それぞれのお立場から専門的なご意見をたくさんいただきました。諮問に対し、今回、こういう答申をまとめられたのは皆様のおかげであり、本当に感謝しております。どうもありがとうございました。

今後、パブリックコメントを経て、2月か3月にまたお会いすることになろうかと思ひますけれども、パブリックコメントの状況なども見守っていただければと思ひております。

それでは、これで終わります。

以 上